

静岡市住宅・建築物等耐震化促進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 静岡市は、地震発生時における建築物等の倒壊等による災害を防止するため、住宅・建築物等耐震化促進事業を実施する者に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとし、その交付に関しては、静岡市補助金等交付規則（平成15年静岡市規則第44号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅・建築物等耐震化促進事業 別表第1に掲げる事業をいう。
- (2) 木造住宅 建築物（昭和56年5月31日以前に建築され、又は工事に着手したものに限り、以下同じ。）のうち、木造の住宅であって、現に居住の用に供し、又は供しようとするもの（事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるものにあつては、当該用途の用に供する部分の床面積が当該住宅の延べ面積の2分の1未満のものに限る。）をいう。
- (3) 非木造住宅 建築物のうち、木造住宅以外の住宅をいう。
- (4) マンション 建築物のうち、耐火建築物又は準耐火建築物である共同住宅で、延べ面積が1,000平方メートル以上であり、かつ、地階を除く階数が原則として3階以上であるものをいう。
- (5) 静岡県耐震診断補強相談士 静岡県知事が静岡県耐震診断補強相談士として認定した者をいう。
- (6) 高齢者等世帯 次のいずれかに該当する世帯（門戸を一にして生活する者の単位をいう。以下同じ。）をいう。
 - ア 属する者が全て65歳以上である世帯
 - イ 属する者の全てが65歳以上の者及び15歳未満の者又は18歳未満で就学している者である世帯
 - ウ 属する者のいずれかが次のいずれかに該当する世帯
 - (ア) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第4条に規定する身体障害者（身体障害の程度が同法に基づく障害等級の1級又は2級に該当する者に限る。）
 - (イ) 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害者（療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日付け厚生省発児第156号厚生事務次官通達）による療育手帳の交付を受けている者に限る。）
 - (ウ) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第5条に規定す

る精神障害者（同法第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者に限る。）

エ 属する者のいずれかが介護保険法（平成9年法律第123号）第19条第1項の要介護認定又は同条第2項の要支援認定を受けている世帯

（補助対象者）

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者で、市長が必要があると認めるものとする。

- （1）住宅・建築物等耐震化促進事業を行おうとする建築物又はブロック塀等の所有者
- （2）建築物又はブロック塀等の所有者から承諾を得て住宅・建築物等耐震化促進事業を行おうとする者

（補助事業）

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、住宅・建築物等耐震化促進事業で、市長が必要があると認めるものとする。

（補助対象経費）

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、住宅・建築物等耐震化促進事業に要する経費（ブロック塀等耐震化促進事業の場合は、工事に係る経費に限る。）とする。

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、別表第2に定めるところにより算出した額とする。

2 前項の補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てるものとする。

（交付の申請）

第7条 補助金の交付を申請しようとする者は、住宅・建築物等耐震化促進事業費補助金交付申請書（様式第1号）に別表第3に掲げる事業の区分に応じ、同表に定める書類を添付して、市長に提出しなければならない。

（交付の決定等）

第8条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、法令、予算等に照らしてその内容を審査し、必要があると認めるときは、現地調査等を行い、補助金の交付を決定したときは、住宅・建築物等耐震化促進事業費補助金交付決定通知書（様式第2号）により、当該申請者に通知するものとする。

（交付の条件）

第9条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定をする場合において、規則第6条第1号から第3号までに定めるもののほか、次に掲げる条件を付すものとする。

- (1) 補助事業が別表第1に掲げる木造住宅耐震事業である場合は、着手前に同表に規定する補強計画について別表第4に掲げる書類を報告し、市長の確認を受けるとともに、補助事業の期間を通じ耐震補強の周知啓発に努めること。
- (2) 市長の承認を受けて補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることがあること。
- (3) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならないこと。
- (4) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならないこと。

(変更、中止又は廃止の承認申請)

第10条 第8条の規定により補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、次のいずれかの事由に該当するときは、あらかじめ住宅・建築物等耐震化促進事業(変更・中止・廃止)承認申請書(様式第3号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 交付決定金額の変更を伴う事業内容の変更をしようとするとき。
- (2) 補助対象経費の20パーセントを超える額の変更をしようとするとき。
- (3) 補助事業等を中止し、又は廃止しようとするとき。

(変更、中止又は廃止の承認)

第11条 市長は、前条の規定により承認の申請があったときは、その内容を審査し、承認すべきと認めるときは、住宅・建築物等耐震化促進事業(変更・中止・廃止)承認通知書(様式第4号)により補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第12条 補助事業者は、当該補助事業が完了したときは、住宅・建築物等耐震化促進事業完了実績報告書(様式第5号)に別表第5に掲げる事業の区分に応じ、同表に定める書類を添付して、事業完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定のあった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日(市長が特別の理由があると認める場合は、市長が別に定める日)までに、市長に提出しなければならない。

2 補助事業者は、補助金の交付の決定のあった日の属する年度内に事業が完了しないときは、当該年度の3月31日(市長が特別の理由があると認める場合は、市長が別に定める日)まで

に住宅・建築物等耐震化促進事業年度終了実績報告書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第13条 市長は、前条の規定による実績報告書を受領した場合は、その内容を審査し、必要があると認めるときは、現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の成果が補助事業の決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうか調査し、適合すると認めるときは交付すべき補助金の額を確定し、住宅・建築物等耐震化促進事業費補助金交付確定通知書（様式第7号）により当該補助事業者へ通知するものとする。

（請求）

第14条 前条の規定による確定通知書を受けた者は、当該通知書を受けた日から起算して10日以内に請求書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

（消費税仕入控除税額に係る取扱い）

第15条 補助対象経費に含まれる消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額（以下「消費税仕入控除税額」という。）がある場合の取扱いは、次のとおりとする。

- （1）補助金の交付を受けようとする者は、第7条の規定による補助金の交付の申請時において、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等（消費税仕入控除税額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額の合計額に補助金の額を補助対象経費で除して得た率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを補助金所要額から減額して申請すること。ただし、消費税仕入控除税額等が明らかでない場合は、この限りでない。
- （2）補助事業者は、第12条の規定による実績報告書（以下「実績報告書」という。）を提出するに当たり、消費税仕入控除税額等が明らかになった場合には、その金額（前号の規定により補助金の交付の申請時において、補助金に係る消費税仕入控除税額等を補助金所要額から減額した場合にあっては、その金額が当該減じた額を上回る部分の金額）を補助金の額から減額して報告すること。
- （3）補助事業者は、実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により消費税仕入控除税額等が確定した場合には、その金額（前2号の規定により減額した場合にあっては、その金額が当該減じた額を上回る部分の金額）を消費税仕入控除税額等報告書（様式第9号）に次に掲げる書類を添えて、速やかに市長に報告するとともに、市長の返還請求を受けたときは、これを市に返還しなければならないこと。

ア 補助事業を実施した会計年度の消費税及び地方消費税の確定申告書の写し

イ アに掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

(4) 市長は、第8条の規定により補助金の交付の決定をする場合において、前2号の規定を遵守することを条件として付すものとする。

(雑則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(適用)

1 この要綱は、平成21年度の補助金から適用する。

(平成22年度の補助金の額の特例)

2 平成23年1月25日以後に補助金の交付を申請した補助事業のうち、別表第1に規定する木造住宅耐震補強事業に係る補助金の額は、別表第2の規定にかかわらず、平成23年3月31日までに補助金の交付の決定を受けた補助事業に限り、同表中「30万円」とあるのは「60万円」と、「50万円」とあるのは「80万円」と、「45万円」とあるのは「75万円」と、「65万円」とあるのは「95万円」として算出した額とする。

(平成28年度、平成29年度及び平成30年度の補助金の額の特例)

3 平成29年1月4日以後に補助金の交付を申請した補助事業のうち、別表第1に規定する木造住宅耐震補強事業に係る補助金の額は、別表第2の規定にかかわらず、次に掲げる要件の全てを満たす住宅において平成31年3月31日までに補助金の交付の決定を受けた補助事業に限り、同表中「30万円」とあるのは「60万円」と、「50万円」とあるのは「80万円」と、「45万円」とあるのは「75万円」と、「65万円」とあるのは「95万円」として算出した額とする。

(1) 工事期間中に耐震補強PR看板を設置するもの。

(2) 次のいずれかに該当する事業を実施するもの。

ア 工事期間中に現場見学会を実施するもの

イ 工事完成後に完成見学会を実施するもの

ウ 工事完成後に住宅所有者等が耐震補強工事を実施するきっかけを記載した文書及び耐震補強後の住宅の写真を提出するもの

エ その他耐震補強のPRに有効であると市長が認めるもの

(令和2年度の補助金の額の特例)

4 令和2年11月1日以降に補助金の交付を申請した別表第1に規定する木造住宅補助事業のうち、新型コロナウイルス感染症による被害の拡大のため必要があるものとして市長が別

に定める要件を満たすものに係る補助金の額は、令和3年3月31日までに補助金の交付の決定を受けた補助事業に限り、補助対象経費の額から別表第2に定める補助金の額を控除した額と15万円とを比較していずれか少ない額を、同表に定める補助金の額に加えた額とする。

附 則

この要綱は、平成21年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成22年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成23年1月5日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年6月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年度の補助金から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年1月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年9月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

事業の区分	事業の内容
1 木造住宅耐震事業	<p>建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項（平成18年1月25日 国土交通省告示第184号別添。以下「技術上の指針」という。）に基づき、木造住宅の耐震改修（地震に対する安全性の向上を目的として、修繕又は模様替えをすることをいう。以下同じ。）の計画（以下「補強計画」という。）であって、当該補強計画に従い耐震改修を行うことにより、I_w（木造の建築物の地震に対する安全性の評価の結果を指標として数値化したものをいう。以下同じ。）が1.0未満から0.3以上向上し、かつ、1.0以上になると認められる補強計画（免震工法その他の特殊な工法を採用する場合は、同等以上の効果があると市長が認めるものに限る。）を建築士事務所に所属する静岡県耐震診断補強相談士（以下「相談士」という。）が作成し、当該補強計画に基づき耐震改修を実施する事業をいう。</p> <p>ただし、別表第6に定める在宅避難促進割増の条件に該当する住宅について別表第2の1の項補助金の額の欄ただし書の規定を適用する場合にあっては、この表中「1.0未満から0.3以上向上し、かつ、1.0以上」とあるのは「0.7未満から1.2以上」とする。</p>
2 非木造住宅耐震診断事業	<p>技術上の指針に基づき、非木造住宅の耐震診断を実施する事業をいう。</p>
3 建築物耐震診断事業	<p>技術上の指針に基づき、建築物（住宅を除く。以下この表において同じ。）の耐震診断を実施する事業をいう。</p>
4 建築物補強計画策定事業	<p>技術上の指針に基づき、建築物（要安全確認計画記載建築物にあっては、住宅を含む。）の補強計画であって、次に掲げる要件を満たすものを作成する事業をいう。</p> <p>（1）耐震診断によりI_s（木造以外の建築物の地震に対す</p>

	<p>る安全性の評価の結果を指標として数値化したものをいう。以下同じ。)が0.6未満であると判定された建築物に係る補強計画であること。</p> <p>(2) 当該補強計画に従い耐震改修を行うことにより、I_sが0.6以上になると認められる補強計画(免震工法その他の特殊な工法を採用する場合は、同等以上の効果があると市長が認めるものに限る。)であること。</p> <p>(3) 次に掲げる要件に該当する建築物に係る補強計画であること。</p> <p>ア 次のいずれかに該当する建築物であること。</p> <p>(ア) 医療施設、避難所、災害時の集合場所等として指定された施設、情報提供施設、給食提供施設その他の災害時に重要な機能を果たす建築物</p> <p>(イ) 百貨店、マーケット、劇場、映画館、ホテルその他の災害時に多数の者に危険が及ぶおそれのある建築物及びマンション</p> <p>(ウ) 要緊急安全確認大規模建築物(建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号。以下「耐震改修促進法」という。)附則第3条第1項の要緊急安全確認大規模建築物をいう。以下同じ。)</p> <p>(エ) 要安全確認計画記載建築物 (耐震改修促進法第7条第3号の通行障害既存耐震不適格建築物をいう。以下同じ。)</p> <p>イ ア(エ)に該当する場合を除き、延べ面積が1,000平方メートル(幼稚園、保育所にあつては500平方メートル)以上であり、かつ、原則として階数が3階以上であつて倒壊した場合に周辺の市街地に及ぼす影響が大きいこと。</p>
5 建築物耐震補強事業	技術上の指針に基づき、建築物(要安全確認計画記載建

建築物にあっては、住宅を含む。)の耐震改修であって、次に掲げる要件を満たすものを実施する事業をいう。

(1) 耐震診断により I_s が0.6未満であると判定された建築物に係る耐震改修であること。

(2) 当該耐震改修を行うことにより、 I_s が0.6以上になると認められる耐震改修(免震工法その他の特殊な工法を採用する場合は、同等以上の効果があると市長が認めるものに限る。)であること。

(3) 次に掲げる要件に該当する建築物に係る耐震改修であること。

ア 次のいずれかに該当する建築物であること。

(ア) 医療施設、避難所、災害時の集合場所等として指定された施設、情報提供施設、給食提供施設その他の災害時に重要な機能を果たす建築物

(イ) 百貨店、マーケット、劇場、映画館、ホテルその他の災害時に多数の者に危険が及ぶおそれのある建築物及びマンション

(ウ) 要緊急安全確認大規模建築物

(エ) 要安全確認計画記載建築物

イ ア(エ)に該当する場合を除き、延べ面積が1,000平方メートル(幼稚園、保育所にあつては500平方メートル)以上であり、かつ、原則として階数が3階以上であつて倒壊した場合に周辺の市街地に及ぼす影響が大きいこと。

ウ 建築基準法(昭和25年法律第201号)第10条第2項又は第3項に規定する措置命令を受けていないこと。

(4) 当該耐震改修に係る補強計画が、耐震改修促進法第17条第3項の計画の認定又は建築基準法第86条の8第1項の規定による全体計画の認定を受けているこ

		と。
6 ブロック 塀等耐震化 促進事業	ブロック塀 等撤去事業	自治会が避難のために必要とする道路、市長が別に定める緊急輸送路若しくは緊急輸送ルート（以下「緊急輸送路等」という。）、静岡市通学路総合安全計画による通学路又は地域防災計画に定められた避難地に沿って設置されたブロック塀等（地震により倒壊し、又は転倒するおそれがあるもので、道路からの高さが80センチメートル以上であるものに限る。）を撤去する事業をいう。
	ブロック塀 等改善事業	緊急輸送路等又は地域防災計画に定められた避難地に沿って設置されたブロック塀等（地震により倒壊し、又は転倒するおそれがあるものに限る。）を改善する事業をいう。

別表第2（第6条関係）

事業の区分	補助金の額
1 木造住宅耐震事業	<p>1戸（長屋及び共同住宅にあつては、1棟を1戸とみなす。以下同じ。）ごとに、当該事業に要する経費に10分の8を乗じて得た額と100万円とを比較して、いずれか少ない額とする。</p> <p>ただし、別表第6に定める在宅避難促進割増の条件に該当する場合に限り、補助対象経費の額からこの表に定める補助金の額を控除した額と15万円とを比較していずれか少ない額を、この表に定める補助金の額に加えた額とする。</p>
2 非木造住宅耐震診断事業	<p>(1) 非木造住宅（一戸建てに限る。）の場合</p> <p>1棟ごとに、当該事業に要する経費と13万6,000円とを比較して、いずれか少ない額の3分の2以内の額とする。</p> <p>(2) 非木造住宅（長屋及び共同住宅に限る。）の場合</p> <p>1棟ごとに、当該事業に要する経費と次に掲げる額を合計した額を比較して、いずれか少ない額の3分の2以内の額とする。</p> <p>ア 延べ面積のうち1,000平方メートルまでの部分にあつては、1平方メートル当たり2,100円を乗じて得た額</p> <p>イ 延べ面積のうち1,000平方メートルを超え2,000平方メートルまでの部分にあつては、1平方メートル当たり1,570円を乗じて得た額</p> <p>ウ 延べ面積のうち2,000平方メートルを超える部分にあつては、1平方メートル当たり1,050円を乗じて得た額</p>
3 建築物耐震診断事業	<p>1棟ごとに、当該事業に要する経費と次に掲げる額を合計した額を比較して、いずれか少ない額の3分の2（耐震診断を行う建築物が要緊急安全確認大規模建築物に該当す</p>

	<p>る場合は、6分の5)以内の額とする。</p> <p>(1) 延べ面積のうち1,000平方メートルまでの部分にあつては、1平方メートル当たり2,100円を乗じて得た額</p> <p>(2) 延べ面積のうち1,000平方メートルを超え2,000平方メートルまでの部分にあつては、1平方メートル当たり1,570円を乗じて得た額</p> <p>(3) 延べ面積のうち2,000平方メートルを超える部分にあつては、1平方メートル当たり1,050円を乗じて得た額</p>
<p>4 建築物補強計画策定事業</p>	<p>1棟ごとに、当該事業に要する経費と次に掲げる額を合計した額を比較して、いずれか少ない額の3分の2(要緊急安全確認大規模建築物及び要安全確認計画記載建築物(以下「耐震診断義務付け対象建築物」という。)の場合は、6分の5)以内の額とし、419万円(耐震診断義務付け対象建築物の場合は、523万円)を限度とする。</p> <p>(1) 延べ面積のうち1,000平方メートルまでの部分にあつては、1平方メートル当たり3,150円を乗じて得た額</p> <p>(2) 延べ面積のうち1,000平方メートルを超え2,000平方メートルまでの部分にあつては、1平方メートル当たり2,100円を乗じて得た額</p> <p>(3) 延べ面積のうち2,000平方メートルを超える部分にあつては、1平方メートル当たり1,050円を乗じて得た額</p>
<p>5 建築物耐震補強事業</p>	<p>1棟ごとに、当該事業に要する経費と延べ面積に1平方メートル当たり5万1,200円(マンションの場合は、5万200円、免震工法等の特殊な工法による場合は、8万3,800円)を乗じて得た額を比較して、いずれか少ない額に23パーセントを乗じて得た額の3分の2(要緊急安全確認大規模建築物の場合は、414分の607)以内の額とする。ただし、要安全確認計画記載建築物の場合は、当該事業に要する経費と延べ面積に1平方メートル当たり5万1,200円(マンションの場合は、5万200円、免震工法等の特殊な工法による場</p>

		合は、8万3,800円) を乗じて得た額を比較して、いずれか少ない額の15分の11以内の額とし、4,400万円を限度とする。
6	ブロック塀等耐震化促進事業	1敷地ごとに、当該事業に要する経費と撤去するブロック塀等の水平方向の長さ1メートル当たり20,000円を乗じて得た額を比較して、いずれか少ない額の3分の2以内の額とし、10万円を限度とする。
	ブロック塀等改善事業	1敷地ごとに、当該事業に要する経費と改善後のブロック塀等の水平方向の長さ1メートル当たり3万8,400円を乗じて得た額を比較して、いずれか少ない額の3分の2以内の額とし、25万円を限度とする。

別表第3（第7条関係）

事業の区分	添付書類
1 木造住宅耐震事業	<p>(1) 当該事業に係る経費の概算見積書（内訳書を含む。）の写し</p> <p>(2) 昭和56年5月31日以前に建築（着工中を含む。）したこと及び所有者を証明する書類の写しで市長が認めるもの（以下「旧耐震基準等を証明する書類」という。）</p> <p>(3) 平面図（床面積が確認できるものに限る。）</p> <p>(4) 耐震診断書（耐震評点が1.0未満のものに限る）</p> <p>(5) 承諾書（補助対象者が所有者以外の場合に限る。）</p> <p>(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの</p>
2 非木造住宅耐震診断事業	<p>(1) 当該事業に係る経費の見積書（内訳書を含む。）の写し（以下「見積書」という。）</p> <p>(2) 旧耐震基準等を証明する書類</p> <p>(3) 平面図（床面積が確認できるものに限る。）</p> <p>(4) 承諾書（補助対象者が所有者以外の場合に限る。）</p> <p>(5) (1) から (4) までに掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの</p>
3 建築物耐震診断事業	<p>(1) 見積書</p> <p>(2) 旧耐震基準等を証明する書類</p> <p>(3) 平面図（床面積が確認できるものに限る。）</p> <p>(4) 承諾書（補助対象者が所有者以外の場合に限る。）</p> <p>(5) (1) から (4) までに掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの</p>
4 建築物補強計画策定事業	<p>(1) 見積書</p> <p>(2) 旧耐震基準等を証明する書類</p> <p>(3) 平面図（床面積が確認できるものに限る。）</p> <p>(4) 耐震診断書</p>

		<p>(5) 承諾書（補助対象者が所有者以外の場合に限る。）</p> <p>(6) (1) から (5) までに掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの</p>
5	建築物耐震補強事業	<p>(1) 見積書</p> <p>(2) 旧耐震基準等を証明する書類</p> <p>(3) 補強計画書</p> <p>(4) 市長が指定する者が発行する評定書の写し（市長が必要と認める場合に限る。）</p> <p>(5) 補強前の写真（外観2面以上）</p> <p>(6) 補強工事の設計図書</p> <p>(7) 耐震改修促進法第17条第3項の規定により計画の認定を受けた旨の通知の写し又は建築基準法第86条の8第1項の規定により全体計画の認定を受けた旨の通知の写し</p> <p>(8) 承諾書（補助対象者が所有者以外の場合に限る。）</p> <p>(9) (1) から (8) までに掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの</p>
6	ブロック塀等耐震化促進事業	<p>(1) 見積書</p> <p>(2) 撤去前の配置図、平面図及び立面図</p> <p>(3) 撤去前の写真</p> <p>(4) 地震により倒壊し、又は転倒するおそれがあることを確認する書類</p> <p>(5) 承諾書（補助対象者が所有者以外の場合に限る。）</p> <p>(6) (1) から (5) までに掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの</p>
	ブロック塀	<p>(1) 見積書</p>

	等改善事業	<ul style="list-style-type: none"> (2) 改善前の配置図、平面図及び立面図 (3) 改善前の写真 (4) 地震により倒壊し、又は転倒するおそれがあることを確認する書類 (5) 設計図書 (6) 承諾書（補助対象者が所有者以外の場合に限る。） (7) (1) から (6) までに掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの
--	-------	---

別表第4（第9条関係）

事業の区分	報告書類
1 木造住宅耐震事業	<ul style="list-style-type: none"> (1) 補強計画確認依頼書（様式第10号） (2) 見積書 (3) 耐震診断書 (4) 補強計画書 (5) 市長が指定する者が発行する評定書の写し（市長が必要と認める場合に限る。） (6) 補強前平面図及び補強計画平面図 (7) (1) から (6) までに掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

別表第5（第12条関係）

事業の区分	添付書類
1 木造住宅耐震事業	<ul style="list-style-type: none"> (1) 契約書又は領収書の写し (2) 工事写真（着手から完成までの一連の写真とする。以下同じ。） (3) (1) 及び (2) に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの
2 非木造住宅耐震診断事業	<ul style="list-style-type: none"> (1) 契約書又は領収書の写し (2) 耐震診断書 (3) 平面図 (4) 耐震診断結果報告書（様式第11号） (5) 評定書の写し（市長が必要と認める場合に限る。） (6) (1) から (5) までに掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの
3 建築物耐震診断事業	<ul style="list-style-type: none"> (1) 契約書又は領収書の写し (2) 耐震診断書 (3) 平面図 (4) 耐震診断結果報告書（様式第11号） (5) 評定書の写し（市長が必要と認める場合に限る。） (6) (1) から (5) までに掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの
4 建築物補強計画策定事業	<ul style="list-style-type: none"> (1) 契約書及び領収書の写し (2) 補強計画書（耐震診断書を含む。） (3) 補強計画前平面図及び補強計画平面図 (4) 評定書の写し（市長が必要と認める場合に限る。） (5) 補強計画結果報告書（様式第12号） (6) (1) から (5) までに掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの
5 建築物耐震補強事業	<ul style="list-style-type: none"> (1) 契約書及び領収書の写し (2) 工事写真

		(3) 各種試験結果表、材料品質証明書等 (4) 工事監理報告書 (5) (1) から (4) までに掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの
6	ブロック塀等耐震化促進事業	(1) 契約書又は領収書の写し (2) 完成写真 (3) (1) 及び (2) に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの
	ブロック塀等改善事業	(1) 契約書又は領収書の写し (2) 工事写真 (3) (1) 及び (2) に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

別表第6 (別表第2・第3関係)

在宅避難促進割増の条件 (次に掲げる要件のすべてを満たす住宅とする。)	
1	(1) 寝室、居間その他出入口周辺にある家具で、地震により転倒する可能性のある家具が固定されていること。 (2) 次のアに該当し、かつ、イからオのいずれかに掲げる耐震補強のPR等が実施されていること。 ア 工事期間中の耐震補強PR看板の設置 イ 工事期間中の工事現場見学会の実施 ウ 工事完成後の完成見学会の実施 エ 市長に工事完成後に住宅所有者等が耐震補強工事を実施するきっかけを記載した文書及び耐震補強後の住宅の写真の提出 オ その他耐震補強のPRに有効であると市長が認めるもの
2	前項に規定する事業にあつては、次に掲げる書類等を提出するものとする。 (1) 前項第1号に規定する家具の配置がわかる図面及び家具の配置並びに家具を固定したことが分かる写真 (3) 前項第2号に規定するPR等を実施したことを証する書類

様式第1号その1 (第7条関係)

住宅・建築物等耐震化促進事業費補助金交付申請書

年 月 日

(宛先) 静岡市長

住所 } 法人にあっては、その主たる事務所の所在地

申請者 氏名 } 法人にあっては、その名称及び代表者の氏名

電話

補助金の交付を受けたいので、静岡市住宅・建築物等耐震化促進事業費補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

1	事業の区分	木造住宅耐震事業			
2	所有者	住所			
		氏名			
3	住宅の概要	所在地	地名地番	静岡市	
			住居表示	静岡市	
	用途	<input type="checkbox"/> 一戸建て ・ <input type="checkbox"/> 長屋 ・ <input type="checkbox"/> 共同住宅			
	構造・階数	木造地上階建て			
	延べ面積	m ²			
	建築年次	年 月			
	4	耐震診断及び補強計画作成者	住所		
氏名			電話		
			資格	() 建築士 () 登録第 号	
事務所名 ()					
() 知事登録第 号					
静岡県耐震診断補強相談士 登録第 号					
5	施工業者	住所			
		名称			
6	事業に要する経費 (税込み)	計画	円	工事 (概算)	円
		合計			円
7	事業の期間 (予定)	年 月 日 から 年 月 日まで			
8	仕入れに係る消費税額の控除対象事業者	<input type="checkbox"/> 該当する ・ <input type="checkbox"/> 該当しない			
9	高齢者等世帯	<input type="checkbox"/> 該当する () ・ <input type="checkbox"/> 該当しない			

様式第1号その2（第7条関係）

住宅・建築物等耐震化促進事業費補助金交付申請書

年 月 日

（宛先）静岡市長

申請者 住所 } 法人にあっては、その主たる事務所の所在地
 氏名 } 法人にあっては、その名称及び代表者の氏名
 電話

補助金の交付を受けたいので、静岡市住宅・建築物等耐震化促進事業費補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

1 事業の区分		非木造住宅耐震診断事業	
2 所有者	住所		
	氏名		
3 住宅の概要	所在地	地名地番	静岡市
		住居表示	静岡市
	用途		<input type="checkbox"/> 一戸建て ・ <input type="checkbox"/> 長屋 ・ <input type="checkbox"/> 共同住宅 ・ <input type="checkbox"/> マンション
	構造・階数		造 地上 階建て（地下 階）
	延べ面積		m ²
	建築年次		年 月
	4 耐震診断者	住所	
氏名			電話
資格		（ ）建築士（ ）登録 第 号	
		事務所名（ ）	
		（ ）知事登録 第 号	
5 事業に要する経費		円（税込み）	
6 事業の期間（予定）		年 月 日 から 年 月 日まで	
7 仕入れに係る消費税額の控除対象事業者		<input type="checkbox"/> 該当する ・ <input type="checkbox"/> 該当しない	

様式第1号その3 (第7条関係)

住宅・建築物等耐震化促進事業費補助金交付申請書

年 月 日

(宛先) 静岡市長

申請者 住所 { 法人にあっては、その主
たる事務所の所在地 }
氏名 { 法人にあっては、その名
称及び代表者の氏名 }
電話

補助金の交付を受けたいので、静岡市住宅・建築物等耐震化促進事業費補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

1	事業の区分	建築物耐震診断事業 (□要緊急安全確認大規模建築物)			
2	所有者	住所			
		氏名			
3	建築物の概要	名称			
		所在地	地名地番	静岡市	
			住居表示	静岡市	
		用途			
		構造・階数		造 地上 階建て (地下 階)	
		延べ面積		m ²	
		建築年次		年 月	
4	耐震診断者	住所			
		氏名		電話	
		資格	() 建築士 () 登録 第 号		
			事務所名 ()		
		() 知事登録 第 号			
5	事業に要する経費	円 (税込み)			
6	事業の期間 (予定)	年 月 日 から 年 月 日まで			
7	仕入れに係る消費税額の控除対象事業者	□該当する ・ □該当しない			

様式第1号その4（第7条関係）

住宅・建築物等耐震化促進事業費補助金交付申請書

年 月 日

（宛先）静岡市長

申請者 住所 } 法人にあっては、その主たる事務所の所在地
 氏名 } 法人にあっては、その名称及び代表者の氏名
 電話

補助金の交付を受けたいので、静岡市住宅・建築物等耐震化促進事業費補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

1 事業の区分		建築物補強計画策定事業（ <input type="checkbox"/> 要緊急安全確認大規模建築物） （ <input type="checkbox"/> 要安全確認計画記載建築物）	
2 所有者	住所		
	氏名		
3 建築物の概要	名称		
	所在地	地名地番	静岡市
		住居表示	静岡市
	用途		
	構造・階数	造 地上 階建て（地下 階）	
	延べ面積	m ²	
	建築年次	年 月	
4 耐震診断結果		Is値	X方向（ ） Y方向（ ）
5 補強計画作成者	住所		
	氏名		電話
	資格	（ ）建築士（ ）登録 第 号 事務所名（ ） （ ）知事登録 第 号	
6 事業に要する経費		円（税込み）	
7 建築物耐震診断事業		<input type="checkbox"/> 実施（ 年度） ・ <input type="checkbox"/> 未実施	
8 事業の期間（予定）		年 月 日から 年 月 日まで	
9 仕入れに係る消費税額の控除対象事業者		<input type="checkbox"/> 該当する ・ <input type="checkbox"/> 該当しない	

様式第1号その5（第7条関係）

住宅・建築物等耐震化促進事業費補助金交付申請書

年 月 日

（宛先）静岡市長

申請者 住所

住所	〔	法人にあつては、その主	〕
		たる事務所の所在地	

氏名

氏名	〔	法人にあつては、その名	〕
		称及び代表者の氏名	

電話

補助金の交付を受けたいので、静岡市住宅・建築物等耐震化促進事業費補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

- 1 事業の区分 建築物耐震補強事業 （要緊急安全確認大規模建築物）
（要安全確認計画記載建築物）
- 2 補助申請額 円
- 3 補助対象工事の名称
- 4 施行場所
- 5 事業の完了予定期日 年 月 日
- 6 実施計画、事業計画 別紙1及び別紙2のとおり
- 7 補助申請額の算出方法等 国の制度要綱の様式に準じて作成すること。
- 8 仕入れに係る消費税額の控除対象事業者 該当する ・ 該当しない

別紙1

実 施 計 画

月 項目		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
		月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月
調査 設計 計画	事業計画作成												
	地盤調査												
	建築設計												
耐震整備													
附帯事務													

(注) 棒状に記入のこと。

事業計画

施行者	住所 (所在地)	電話 ()	
	氏名 (名称及び代表者名)		
敷地の位置		地名地番	用途地域
		静岡市	
申請に係る建築物	用途		
	階数	地上階	地下階
	構造		
	建築年次	年 月	
施行地区面積		m ²	敷地面積 m ²
建築面積		m ²	
延べ面積		m ²	
耐震補強工事費		千円	
耐震改修促進法の認定		年 月 日 第 号	
工事着手予定日		平成 年 月 日	工事完了予定日 平成 年 月 日
備考			

様式第1号その6 (第7条関係)

住宅・建築物等耐震化促進事業費補助金交付申請書

年 月 日

(宛先) 静岡市長

申請者 住所 } 法人にあっては、その主たる事務所の所在地
 氏名 } 法人にあっては、その名称及び代表者の氏名
 電話

補助金の交付を受けたいので、静岡市住宅・建築物等耐震化促進事業費補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

1 事業の区分 ブロック塀等耐震化促進事業		<input type="checkbox"/> ブロック塀等撤去事業	
		<input type="checkbox"/> ブロック塀等改善事業	
2 所有者	住 所		
	氏 名		
3 工事の概要	所在地	地名地番	静岡市
		住居表示	静岡市
	撤 去	長さ m 高さ m 厚さ cm	
		塀の種類	
	改 善	長さ m 高さ m 厚さ cm	
		塀の種類	
4 工事施工者	住 所		
	名 称	電 話	
5 事業に要する経費	ブロック塀等撤去事業費	円 (税込み)	
	ブロック塀等改善事業費	円 (税込み)	
6 事業の期間 (予定)		年 月 日 から 年 月 日まで	
7 仕入れに係る消費税額の控除対象事業者		<input type="checkbox"/> 該当する ・ <input type="checkbox"/> 該当しない	

様

静岡市長 氏 名 印

住宅・建築物等耐震化促進事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった補助金について、静岡市住宅・建築物等耐震化促進事業費補助金交付要綱第8条の規定により、次のとおり交付を決定したので通知します。

1 交付決定金額	円		
2 事業の区分	<input type="checkbox"/>	木造住宅耐震事業	
	<input type="checkbox"/>	非木造住宅耐震診断事業	
	<input type="checkbox"/>	建築物耐震診断事業 (□要緊急安全確認大規模建築物)	
	<input type="checkbox"/>	建築物補強計画策定事業 (□要緊急安全確認大規模建築物) (□要安全確認計画記載建築物)	
	<input type="checkbox"/>	ブロック塀等耐震化促進事業	
		<input type="checkbox"/>	ブロック塀等撤去事業
<input type="checkbox"/>		ブロック塀等改善事業	
3 施行場所	静岡市		

交付の条件

- (1) 次に掲げる記載事項を変更しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けること。
 - ア 補助事業の目的及び内容
 - イ 補助事業の事業計画及び収入支出の予算
 - ウ 交付を受けようとする補助金の額の算出の基礎
- (2) 補助事業が予定の期間内に完了しないとき、又は当該事業の遂行が困難となったときは、速やかに市長に報告して、その指示を受けること。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (4) 木造住宅耐震事業にあつては、着手前に補強計画について市長の確認を受けるとともに、補助事業の期間を通じ耐震補強の周知啓発に努めること。
- (5) 市長の承認を受けて補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることがあること。
- (6) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良

- な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならないこと。
- (7) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならないこと。
- (8) 補助対象経費に含まれる消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額(以下「消費税仕入控除税額」という。)がある場合は次のとおり取り扱うこと。
- ア 要綱第12条の実績報告書を提出するに当たり、消費税仕入控除税額等(消費税仕入控除税額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額の合計額に補助金の額を補助対象経費で除して得た率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)が明らかになった場合には、その金額(補助金の交付の申請時において、補助金に係る消費税仕入控除税額等を補助金所要額から減額した場合にあっては、その金額が当該減じた額を上回る部分の金額)を補助金の額から減額して報告すること。
- イ 要綱第12条の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により消費税仕入控除税額等が確定した場合には、その金額(補助金の交付の申請時及び実績報告書の提出時において、補助金に係る消費税仕入控除税額等を補助金所要額から減額した場合にあっては、その金額が当該減じた額を上回る部分の金額)を消費税仕入控除税額等報告書(様式第12号)に次に掲げる書類を添えて、速やかに市長に報告するとともに、市長の返還請求を受けたときは、これを市に返還しなければならないこと。
- (ア) 補助事業を実施した会計年度の消費税及び地方消費税の確定申告書の写し
- (イ) (ア)に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類
- (9) (1) から (8) までに掲げるもののほか、市長が必要があると認める事項を遵守すること。

第 号
年 月 日

様

静岡市長 氏 名 印

住宅・建築物等耐震化促進事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった住宅・建築物等耐震化促進事業について、静岡市住宅・建築物等耐震化促進事業費補助金交付要綱第8条の規定により、次のとおり交付することを決定したので通知します。

1 事業の区分 建築物耐震補強事業 (□要緊急安全確認大規模建築物)
(□要安全確認計画記載建築物)

2 補助対象工事の名称

3 交付決定額 円

4 交付の時期 年 月 日

5 補助事業が完了すべき期日 年 月 日

6 交付の条件

(1) 次に掲げる記載事項を変更しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けること。

ア 補助事業の目的及び内容

イ 補助事業の事業計画及び収入支出の予算

ウ 交付を受けようとする補助金の額の算出の基礎

(2) 補助事業が予定の期間内に完了しないとき、又は当該事業の遂行が困難となったときは、速やかに市長に報告して、その指示を受けること。

(3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けること。

(4) 市長の承認を受けて補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を処分することによ

- り収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることがあること。
- (5) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならないこと。
- (6) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならないこと。
- (7) 補助対象経費に含まれる消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額（以下「消費税仕入控除税額」という。）がある場合は次のとおり取り扱うこと。
- ア 要綱第12条の実績報告書を提出するに当たり、消費税仕入控除税額等（消費税仕入控除税額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額の合計額に補助金の額を補助対象経費で除して得た率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）が明らかになった場合には、その金額（補助金の交付の申請時において、補助金に係る消費税仕入控除税額等を補助金所要額から減額した場合にあっては、その金額が当該減じた額を上回る部分の金額）を補助金の額から減額して報告すること。
- イ 要綱第12条の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により消費税仕入控除税額等が確定した場合には、その金額（補助金の交付の申請時及び実績報告書の提出時において、補助金に係る消費税仕入控除税額等を補助金所要額から減額した場合にあっては、その金額が当該減じた額を上回る部分の金額）を消費税仕入控除税額等報告書（様式第12号）に次に掲げる書類を添えて、速やかに市長に報告するとともに、市長の返還請求を受けたときは、これを市に返還しなければならないこと。
- （ア）補助事業を実施した会計年度の消費税及び地方消費税の確定申告書の写し
- （イ）（ア）に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類
- (8) (1) から (7) までに掲げるもののほか、市長が必要があると認める事項を遵守すること。

様式第3号その1（第10条関係）

住宅・建築物等耐震化促進事業（変更・中止・廃止）承認申請書

年 月 日

（宛先）静岡市長

住所 } 法人にあっては、その主たる事務所の所在地

申請者 氏名 } 法人にあっては、その名称及び代表者の氏名

電話

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定を受けましたが、静岡市住宅・建築物等耐震化促進事業費補助金交付要綱第10条の規定により、次のとおり（変更・中止・廃止）の承認を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

1 事業の区分	<input type="checkbox"/>	木造住宅耐震事業	
	<input type="checkbox"/>	非木造住宅耐震診断事業	
	<input type="checkbox"/>	建築物耐震診断事業 <small>（□要緊急安全確認大規模建築物）</small>	
	<input type="checkbox"/>	建築物補強計画策定事業 <small>（□要緊急安全確認大規模建築物） （□要安全確認計画記載建築物）</small>	
	<input type="checkbox"/>	ブロック塀等耐震化促進事業	
		<input type="checkbox"/>	ブロック塀等撤去事業
<input type="checkbox"/>		ブロック塀等改善事業	
2 変更の内容			
3 変更・中止・廃止の理由			

様式第3号その2（第10条関係）

住宅・建築物等耐震化促進事業（変更・中止・廃止）承認申請書

年 月 日

（宛先）静岡市長

住所

申請者	氏名	住所	[法人にあつては、その主]
				たる事務所の所在地	
氏名	氏名	住所	[法人にあつては、その名]
				称及び代表者の氏名	
電話					

年 月 日付け 第 号で静岡市住宅・建築物等耐震化促進事業費補助金の交付決定を受けましたが、静岡市住宅・建築物等耐震化促進事業費補助金交付要綱第10条の規定により、次のとおり（変更・中止・廃止）の承認を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

- 1 事業の区分 建築物耐震補強事業 要緊急安全確認大規模建築物
要安全確認計画記載建築物
- 2 補助対象工事の名称
- 3 変更・中止・廃止の内容
- 4 変更・中止・廃止の理由
- 5 関係書類及び図書 別添のとおり

第 号
年 月 日

様

静岡市長 氏 名 印

住宅・建築物等耐震化促進事業（変更・中止・廃止）承認通知書

年 月 日付け 第 号で決定した住宅・建築物等耐震化促進事業の（変更・中止・廃止）については、静岡市住宅・建築物等耐震化促進事業費補助金交付要綱第11条の規定により、次のとおり承認したので通知します。

1 事業の区分	<input type="checkbox"/>	木造住宅耐震事業		
	<input type="checkbox"/>	非木造住宅耐震診断事業		
	<input type="checkbox"/>	建築物耐震診断事業 (□要緊急安全確認大規模建築物)		
	<input type="checkbox"/>	建築物補強計画策定事業 (□要緊急安全確認大規模建築物) (□要安全確認計画記載建築物)		
	<input type="checkbox"/>	建築物耐震補強事業 (□要緊急安全確認大規模建築物) (□要安全確認計画記載建築物)		
	<input type="checkbox"/>	ブロック塀等耐震化促進事業		
		<input type="checkbox"/>	ブロック塀等撤去事業	
<input type="checkbox"/>		ブロック塀等改善事業		
2 承認の内容				
3 交付決定変更金額	円			

様式第5号その1 (第12条関係)

住宅・建築物等耐震化促進事業完了実績報告書

年 月 日

(宛先) 静岡市長

申請者 住所 } 法人にあっては、その主たる事務所の所在地
 氏名 } 法人にあっては、その名称及び代表者の氏名
 電話

年 月 日付け 第 号により補助金の交付決定通知を受けた住宅・建築物等耐震化促進事業が完了したので、静岡市住宅・建築物等耐震化促進事業費補助金交付要綱第12条第1項の規定により、次のとおり関係書類を添えて報告します。

1 事業の区分	<input type="checkbox"/>	木造住宅耐震事業
	<input type="checkbox"/>	耐震性能の確認 当該木造住宅耐震事業は、補強計画に基づき適正に実施された補強工事であることを証します。 工事監理者等 氏名
		施工業者 電話
	<input type="checkbox"/>	非木造住宅耐震診断事業
	<input type="checkbox"/>	建築物耐震診断事業 (□要緊急安全確認大規模建築物)
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	建築物補強計画策定事業 (□要緊急安全確認大規模建築物) (□要安全確認計画記載建築物)
	ブロック塀等耐震化促進事業	
	<input type="checkbox"/>	ブロック塀等撤去事業
	<input type="checkbox"/>	ブロック塀等改善事業
	施工業者 電話	
2 事業完了年月日	年 月 日	

様式第5号その2 (第12条関係)

住宅・建築物等耐震化促進事業完了実績報告書

年 月 日

(宛先) 静岡市長

住所 [法人にあっては、その主
たる事務所の所在地]
申請者 氏名 [法人にあっては、その名
称及び代表者の氏名]
電話

年 月 日付け 第 号により補助金の交付決定通知を受けた静岡市住宅・建築物等耐震化促進事業が完了したので、静岡市住宅・建築物等耐震化促進事業費補助金交付要綱第12条第1項の規定により、次のとおり関係書類を添えて報告します。

1 事業の区分 建築物耐震補強事業 (□要緊急安全確認大規模建築物)
(□要安全確認計画記載建築物)

2 補助対象工事の名称

3 施行場所 静岡市

4 補助金の交付決定額及び精算額

補助金交付決定額 円

補助金精算額 円

5 事業の実施期間

年 月 日から

年 月 日まで

6 添付書類

補助事業の成果 (別紙1のとおり)

補 助 事 業 の 成 果

種 別	計 画	完 了
	事 業 量	事 業 量
事業計画作成		
地盤調査	本 m	本 m
建築設計	延 m ²	延 m ²
耐震整備		
附帯事務		

(注) 次の書類を添付すること。

- 1 事業完了後の写真
- 2 その他参考となる資料

住宅・建築物等耐震化促進事業年度終了実績報告書

年 月 日

（宛先）静岡市長

住所 〔法人にあっては、その主たる事務所の所在地〕
申請者 氏名 〔法人にあっては、その名称及び代表者の氏名〕
電話

年 月 日付け 第 号により補助金の交付決定通知を受けた住宅・建築物等耐震化促進事業の 年度に係る実績について、静岡市住宅・建築物等耐震化促進事業費補助金交付要綱第12条第2項の規定により、次のとおり報告します。

1 補助事業の区分 (□要緊急安全確認大規模建築物)
(□要安全確認計画記載建築物)

2 補助対象工事の名称

3 施行場所 静岡市

4 補助金の交付決定額及び精算額

補助金交付決定額	円
年度内精算額	円
翌年度繰越額	円

5 事業の実施期間

年 月 日から
年 月 日まで

6 添付書類

(1) 補助事業の実施状況等

別紙1から別紙3までのとおり

別紙 1

補助事業の実施状況

(年度末現在)

事業名	計画事業量	実施済事業量	進捗率
事業計画作成			
地盤調査			
建築設計			
耐震整備			
附帯事務			

(注) 状況のわかる写真を添付すること。

第 号
年 月 日

様

静岡市長 氏 名 印

住宅・建築物等耐震化促進事業費補助金交付確定通知書

年 月 日付け 第 号で決定した補助金について、
静岡市住宅・建築物等耐震化促進事業費補助金交付要綱第13条の規定により、次のとおり交付を
決定したので通知します。

1 交付確定金額	円		
2 事業の区分	<input type="checkbox"/>	木造住宅耐震事業	
	<input type="checkbox"/>	非木造住宅耐震診断事業	
	<input type="checkbox"/>	建築物耐震診断事業 (□要緊急安全確認大規模建築物)	
	<input type="checkbox"/>	建築物補強計画策定事業 (□要緊急安全確認大規模建築物) (□要安全確認計画記載建築物)	
	<input type="checkbox"/>	建築物耐震補強事業 (□要緊急安全確認大規模建築物) (□要安全確認計画記載建築物)	
	<input type="checkbox"/>	ブロック塀等耐震化促進事業	
		<input type="checkbox"/>	ブロック塀等撤去事業
<input type="checkbox"/>		ブロック塀等改善事業	
3 施行場所	静岡市		

様式第8号（第14条関係）

住宅・建築物等耐震化促進事業費補助金交付請求書

年 月 日

（宛先）静岡市長

住所 [法人にあっては、その主たる事務所の所在地]
 申請者 氏名 [法人にあっては、その名称及び代表者の氏名] ⑩
 電話

静岡市住宅・建築物等耐震化促進事業費補助金交付要綱第14条の規定により、次のとおり補助金の交付を請求します。

記

1 請求金額

請求金額	百万	十万	万	千	百	十	円

2 振込先

振込先金融機関	金融機関名	金融機関名 銀行・金庫 農協・漁協
		支店名 本店・支所 支店・出張所
	口座の種別	普通・当座（該当を○で囲む）
	口座番号	
	フリガナ	
	口座の名義人	

消費税仕入控除税額等報告書

年 月 日

（宛先）静岡市長

報告者	住所	〔法人にあつては、その主たる事務所の所在地〕
	氏名	
	電話	

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けた静岡市住宅・建築物等耐震化促進事業の補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したので、次のとおり報告します。

- 1 補助金の確定額（ 年 月 日付け 第 号による額の確定通知額）
金 円
- 2 補助金の交付の申請時及び実績報告時に減額した消費税仕入控除税額
金 円
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額
金 円
- 4 補助金返還相当額（3の額から2の額を差し引いた額）
金 円

様式第10号（別表第4関係）

補強計画確認依頼書

年 月 日

（宛先）静岡市長

年 月 日付け 第 号により補助金の交付決定通知を受けた住宅・建築物等耐震化促進事業において工事に着手したいので、静岡市住宅・建築物等耐震化促進事業費補助金交付要綱第9条第1項の規定により、次のとおり関係書類を添えて報告します。

1	事業の区分	木造住宅耐震事業			
2	申請者	住所			
		氏名			
3	住宅の概要	所在地	地名地番	静岡市	
			住居表示	静岡市	
	用途		<input type="checkbox"/> 一戸建て ・ <input type="checkbox"/> 長屋 ・ <input type="checkbox"/> 共同住宅		
	構造・階数		木造 地上 階建て		
	延べ面積		1階 m ²	2階 m ² 合計	
	建築年次		年 月		
	4	耐震診断及び補強計画作成者	住所		
氏名			電話		
資格			（ ）建築士（ ）登録 第 号		
			事務所名（ ）		
			（ ）知事登録 第 号		
		静岡県耐震診断補強相談士 登録 第 号			
5	工事施工業者	住所			
		名称			
6	耐震評点 (Iw)	補強前 (1階)	X方向	Y方向	
		補強後 (1階)	X方向	Y方向	
7	補強計画の方針及び結果の概要				
8	事業に要する経費 (税込み)		計画	円	
			工事	円	
		合計		円	
9	工事の期間 (予定)				
		年 月 日 から		年 月 日まで	

耐震診断結果報告書

1 建築物概要	名 称				
	所在地	地名地番	静岡市		
		住居表示	静岡市		
	用 途				
	構 造				
階数・延べ面積					
2 耐震診断者	氏 名		電話		
	住 所				
	資 格	() 建築士 () 登録 第		号	
		事務所名 ()			
		() 知事登録		第 号	
診断年月日		年 月 日			
3 耐震診断の方針					
4 耐震診断結果の概要					

補強計画結果報告書

1 建築物概要	名 称				
	所在地	地名地番	静岡市		
		住居表示	静岡市		
	用 途				
	構 造				
	階数・延べ面積				
2 補強計画作成者	氏 名		電話		
	住 所				
	資 格	() 建築士 () 登録 第		号	
		事務所名 ()			
		() 知事登録		第	号
		静岡県耐震診断補強相談士 登録		第	号
補強計画年月日		年 月 日			
3 補強計画の方針					
4 補強計画結果の概要					